

令和7年度和歌山市物価高騰重点支援給付金(不足額給付分)(※)支給確認書送付先変更届
(住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方など向け)

※ (不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

和歌山市長 宛



令和7年度和歌山市物価高騰重点支援給付金(不足額給付分)(以下「給付金」とする。)の確認書送付先変更を次の【同意事項】に同意の上、送付先を変更する者が本人であることを証明するため、本人確認書類を裏面に貼付し提出します。

【同意事項】 次の事項について同意します。

- ※本様式は、住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方などが使用するものであり、確認書が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送すること
- ※給付金の受給には、確認書の提出が必要であること(届出者が本様式を提出後、本市において支給要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に確認書を送付するため)
- ※届出書の不備による事由により、本市が確認書を送付できない又は未着となり、かつ、令和7年9月30日までに、本市が届出者に連絡・確認できない場合、給付金が支給されないこと

●変更後の送付先

フリガナ 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	〒 日中連絡可能な電話番号 () -

【代理人が変更届を申請する場合】 ※届出者及び代理人の双方の本人確認書類を添付してください。

- 代理人の範囲 ①配偶者、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族
※別世帯の場合、届出者との関係が分かる戸籍謄本の写し(コピー)(発行日から3か月以内のもの)が必要となります。 ※代理人が本書を提出するときは、委任状も提出してください。
②法定代理人(未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
※法定代理人の場合登記事項証明の写し等が必要となります。

代 理 人	フリガナ	本人との 関係	代理人生年月日	代理人住所・連絡先
	代理人氏名		大正・昭和・平成 年 月 日	〒 ※日中連絡可能な電話番号 () -
	上記の者を代理人と認め、(不足額給付分)支給確認書送付先変更届の提出を委任します。		届出者氏名	※署名

本申立ての内容に相違ありません。【同意事項】に同意の上、届出します。

令和 年 月 日 届出者氏名
(署名)

※記入漏れや提出書類の不備はありませんか。（不備がある場合、確認書を送付できない場合があります。

提出書類	☐ 『令和7年度和歌山市物価高騰重点支援給付金（不足額給付分）（※）支給確認書送付先変更届』（本書）
	☐ 『本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』※

本人確認書類添付欄

届出者の本人確認書類の写し（コピー）を添付してください。

代理人が届出を行う場合は、代理人の本人確認書類 及び 届出者との続柄がわかる書類（同一世帯の場合は不要）
○法定代理人の場合は【 法定代理人であることがわかる証明書 】を併せて添付してください。

※本人確認書類（例）

・マイナンバーカード（写真のある面） ・運転免許証（写真のある面）・健康保険証または健康保険資格確認書（氏名が記載されている面） ・介護保険証（氏名が記載されている面）・年金手帳または基礎年金番号通知書（氏名が記載されている面） ・旅券（パスポート）（写真のある面）・在留カード（写真のある面） ・特別永住者証明書（写真のある面）・官公庁が発行した各種証明書等の写し（コピー）

※本人確認書類の裏面に記載のあるものは、両面のコピーを添付してください。